

那賀町議会表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ、学術、文化、社会活動等に関し、特に功績のあった個人又は団体に対し、那賀町議会表彰（以下「表彰」という。）を行い、もってその功労に報いるとともに、町民の郷土愛を育むことを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、町内に居住する者、町内の事業所に勤務する者若しくは町内の学校に在籍する者又はこれらの団体であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) スポーツ、学術又は文化に関する各種大会、コンクール等において最優秀の成績をおさめたもの
- (2) 善行が特に優れ、又は功労極めて顕著により、地域社会の発展に貢献し、多くの町民から評価され、他の模範となるもの

2 前項に定めるもののほか、表彰することが適当と認められる功績があると議長が認めるもの

(被表彰候補者の確認)

第3条 那賀町議会議長（以下「議長」という。）は、前条の規定により表彰しようとするときは、被表彰候補者について、次に掲げる事項の確認をするものとする。

- (1) 氏名、生年月日及び住所（団体にあつては団体名）
- (2) 成績又は業績
- (3) その他議長が必要と認める事項

2 前項の確認は、関係機関、関係団体等に調査を依頼することができる。

(表彰候補者の審査)

第4条 議長は、被表彰者の決定をするに当たっては、議会運営委員会の審査を経なければならない。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、那賀町議会3月定例会議中に議場において、表彰状を授与して行う。この場合においては、記念品を併せて授与することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

那賀町議会表彰選定基準

那賀町議会表彰要綱第2条の規定に係る選定基準を次のとおり設定する。

1 選定対象

- (1) スポーツ部門における徳島県大会以上の大会において最優秀の成績をおさめたもの（団体を含む。）
- (2) 学芸部門における学術的な県規模以上のコンクール等において最優秀の成績をおさめたもの（団体を含む。）
- (3) 善行が特に優れ、他の模範となる行動をとったもの（団体を含む。）

2 選定基準

(1) スポーツ部門

- ア 文部科学省、その他これに準ずる公的機関が主催する県規模以上の大会で最優秀の成績をおさめた者。
- イ その他教育的観点から有効であると判断する諸団体の大会についてはこの限りでない。

(2) 学術部門

- ア 文部科学省、その他これに準ずる公的機関が主催または共催、後援する県規模以上のコンクール等で最優秀の成績をおさめた者。
- イ その他教育的観点から有効であると判断する諸団体のコンクール等についてはこの限りでない。

(3) 善行部門

- ア 人命の危機や困難、苦境にたっている者に手を差し伸べる、温かく援助する等の活動を行い、そのことが高く評価されている者。
- イ 老人や助けを必要としている人達に、長年にわたって継続的に奉仕活動をし、そのことが高く評価されている者。
- ウ 公共施設、地域の花壇等の整備、営繕、清掃活動等をし、そのことが地域住民から高く評価されている者。
- エ その他、行為又は活動が善行表彰に値すると判断される者。

(4) その他

- ア 学術部門においては、文化、芸術、科学、学問、研究等の活動を対象とし、そのコンクール等における最高の賞を最優秀の成績とする。
- イ 「小学生の部、中学生の部」または、「作文の部、絵画の部」のように賞が部門別に分かれている場合は、それぞれの部門の最優秀のもの1者を対象とする。
- ウ 対象者の国籍は問わない。
- エ 過去に該当表彰を受けたものであっても、再度表彰に値する成績をおさめた場合は表彰を行うことができるものとする。
- オ 毎年1月1日から12月31日までの成績を対象とする。